

## 1 三戸町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 17 日三戸町条例第 22 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、三戸町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 町は委員に対し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年三戸町条例第 17 号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(秘密の保持)

第9条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

---

## 子ども・子育て支援法【抜粋】

平成24年8月22日 法律第65号

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 2 三戸町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年11月8日から令和3年3月31日まで

区分		氏名	所属団体	備考
1	教育・保育従事者	北林 隆子	(福) 三戸保育園	
2	”	井ノ口 幸子	(福) ミューズ保育園	
3	”	小野 正志	(学) いずみ幼稚園	副会長
4	子育て支援関係者	萩原 洋子	(特非) 子育て支援ネットゆりかご	
5	”	川村 亨	三戸町放課後子どもプラン運営委員会	
6	”	栗生 美智子	主任児童委員	
7	子どもの保護者	中村 孝範	三戸小・中学校父母と教師の会	会長
8	”	西野 雄介	三戸町立中央保育所父母の会	
9	”	小原 国宏	(福) 三戸保育園父母の会	副会長
10	”	山田 将之	(福) ミューズ保育園父母の会	
11	”	武士澤 勝利	(学) いずみ幼稚園父母の会	
12	”	新山 敬	三戸町立中央児童館父母の会	
13	”	工藤 真由	三戸町立斗川児童館父母の会	
14	議会	栗谷川 柳子	三戸町議会	
15	学識経験者	根立 朋子	三戸町人権擁護委員	
アドバイザー		茂木 典子	八戸学院地域連携研究センター	